

大阪総合会計ニュース

第14号

2024年1月1日

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
TEL 06(6202)9251 sougoukaikai@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



北浜の歴史シリーズ 第14回 高麗橋 野村ビル

この建物は1927年(昭和2年)に建築家 安井武雄の設計により、野村財閥の関連会社の地所部が建てた賃貸ビルです。野村財閥の起源は、北浜で両替商を営む野村徳七(初代)が、野村銀行を創業した(二代目)のが始まりで、日露戦争、第一次大戦で大儲けをして財閥にのし上がったものです。戦後、財閥解体後は、現在のりそな銀行や野村証券、野村不動産などにつながっていきます。(写真・文/西岡 英利)

インボイス制度の次は電子帳簿保存法 —どこまで中小零細企業に負担を強いるのか—

所長 竹内 克謹
よしなり

新年あけましておめでとうございます。

インボイス制度が導入されて3か月が経過しました。当初は適格請求書発行事業者の登録申請期限が昨年3月31日だったこともあり、年明けから「取引先からインボイスの登録申請を求められたが、免税事業者の私はどうしたらいいのか」という質問が数多く寄せられ、導入後は、毎日のように「インボイスの登録番号が記載されていない請求書が届いたが、支払先に値引きを求めてもいいのか」「経過措置の80%控除の計算方法はどうすればいいのか」などの質問が相次ぎ、インボイス制度に振り回された1年間でした。

導入後、関与先の請求書や帳簿を見ると、建設業の一人親方やソフトウェアの開発に携わっている業者の方など従来免税事業者であったと思われる請求書にもインボイスの登録番号が記載されていました。「取引先からインボイスの発行を求められて仕方なく登録申請をした」という免税事業者のお話を聞きましたが、インボイスがないと仕入税額控除ができないため免税事業者が課税事業者にならざるを得ない状況に追い込まれた様子がうかがえ、私たちが危惧してきた『免税事業者が取引から排除されるのを防ぐため泣く泣く課税事業者を選択する』という事態が想像以上の規模で起こっているのではないかと思います。

免税事業者が課税事業者となれば、財務省の試算では消費税の納税額が15万円に上ると予測されています。そのうえ、物価が高騰している折、生活費を切り詰めて納税を強いられるのですから生活が苦しくなることは目に見えています。今年夏に実施予定の一次的な所得税の減税ではとても追いつけるものではありません。

また、今年から2年間実施が延長されてきた『電子帳簿保存法』が施行されます。これも中小零細企業にとっては、重い負担としてのしかかってくる課題です。

事務所は、関与先の皆さま方の経営を守るためにも、近い将来の消費税増税の地ならしとなるインボイス制度、事務の効率化に資さない電子帳簿保存法の中止を求めていく所存ですので、今年もよろしくお願ひします。

暦年贈与110万円の非課税枠に 相続税の課税強化—その対応方法は？

税理士 竹内 克謹 よしなり

国税庁が発表した「令和3年分 相続税の申告実績の概要」によると2021年中に亡くなった人で相続税が発生したのは9.3%。2015年から相続税の基礎控除が4割カットされ3,000万円+600万円×法定相続人の数で計算されるようになり相続税の対象者は倍増しました。相続人が配偶者と子ども2人の場合4,800万円を超える遺産があれば相続税がかかることとなります。

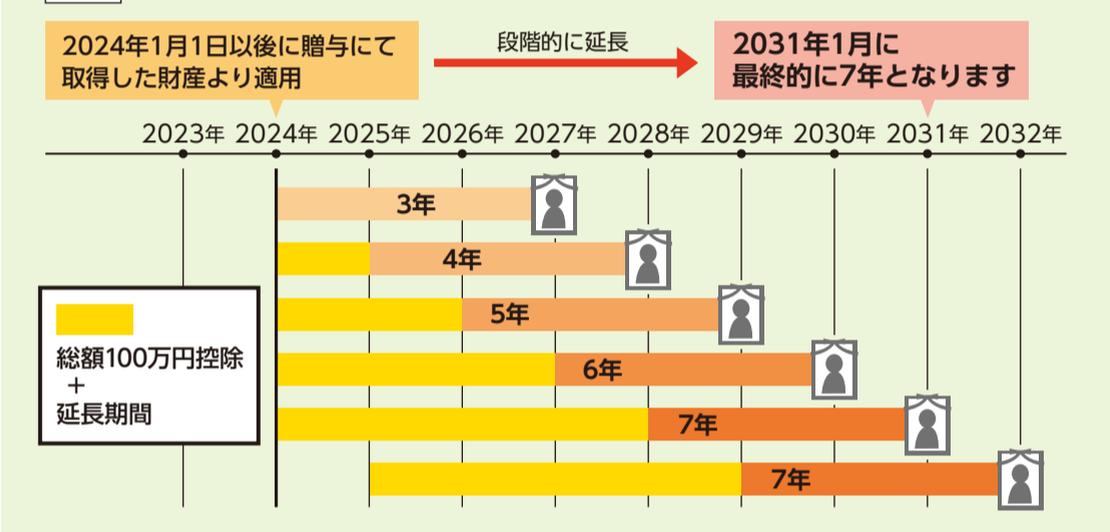
「暦年贈与」に大きな改正

相続財産を減らすため、年間110万円までの非課税枠を利用して生前贈与を行うことは、相続税の節税対策の王道として活用されてきました。昨年までは、贈与した財産が相続財産に加算される「持ち戻し」は相続発生3年前までのものに限りていましたが、今年から7年前までに延長されることとなりました。この持ち戻し期間の延長は2027年1月から段階的に行われ、2031年1月に最終的に7年となります(図1)。この改正に対応するには、一層早く生前贈与に着手するしかありませんが、せっかく長い期間をかけて毎年110万円ずつ贈与しても、2031年1月以降に相続が発生した場合、受贈者一人当たり「110万円×3年」+「110万円×4年(延長分)」+「110万円(延長された4年間の贈与のうち100万円が控除対象となります)」+「670万円が相続財産に加算され相続税が課税されてしまうのです。

「相続時精算課税制度」にも非課税枠

暦年贈与が課税強化される一方で拡充が図られたのがもう一つの贈与方法である「相続時精算課税」です。この制度は累積で2,500万

図1 持ち戻し延長のイメージ



リスクを検討したうえで選択を

贈与税の改正によって、暦年贈与に比べて相続時精算課税が有利になるのは説明してきたとおりですが、実際に利用する場合には、相続時精算課税制度が持っている①資産価値が目減りする可能性の高い財産を贈与してしまい、相続時の価値にそぐわない相続税を課税される。②土地の評価額を最大8割減額できる「小規模宅地の評価減」の特例は、相続により取得した土地のみが対象であって、相続時精算課税で贈与した土地は同じ相続税として計算するにもかかわらずこの特例は使えない。などのリスクを考慮することは欠かせません。暦年贈与が相続

円まで贈与しても贈与税が課税されない代わりに相続時にこの制度を利用して贈与した財産すべてを相続財産に持ち戻して相続税が課税される制度です。この制度については、贈与者60歳以上、受贈者は18歳以上の子、孫などの直系卑属に限られ、一度適用すると同じ人から贈与に関しては二度と暦年課税に戻れないなどの縛りがあることなどから事務所としてもあまりお勧めはしてきませんでした。この制度を使った贈与としては、相続財産が基礎控除の範囲内で収まるが、今、子どもに土地や現預金などまとまった財産を贈与したいといったケース、相続時に兄弟の争いを避けるため、この土地を弟に遺したいといったケースや地価の上昇が見込める賃貸不動産を贈与して賃料収入を受贈者に引き継いだケースなど限定的なものでした。しかし、今年からは相続時精算課税にも受贈者一人当たり年110万円の基礎控除が設けられるとともに、相続時精算課税の非課税枠110万円については持ち戻しの対象外とする制度に変わります(表1)。つまり、暦年贈与については相続開始前7年間分を持ち戻す一方、相続時精算課税は死亡直前のものであっても持ち戻す必要はなくなるのです。この点はこれまでの暦年贈与にはなかった優遇措置であり、生前贈与を計画的に進めていくとする人にとっては検討に値する制度への変更といってもいいと思われます。

表1 暦年課税と相続時精算課税の違い(改正後)

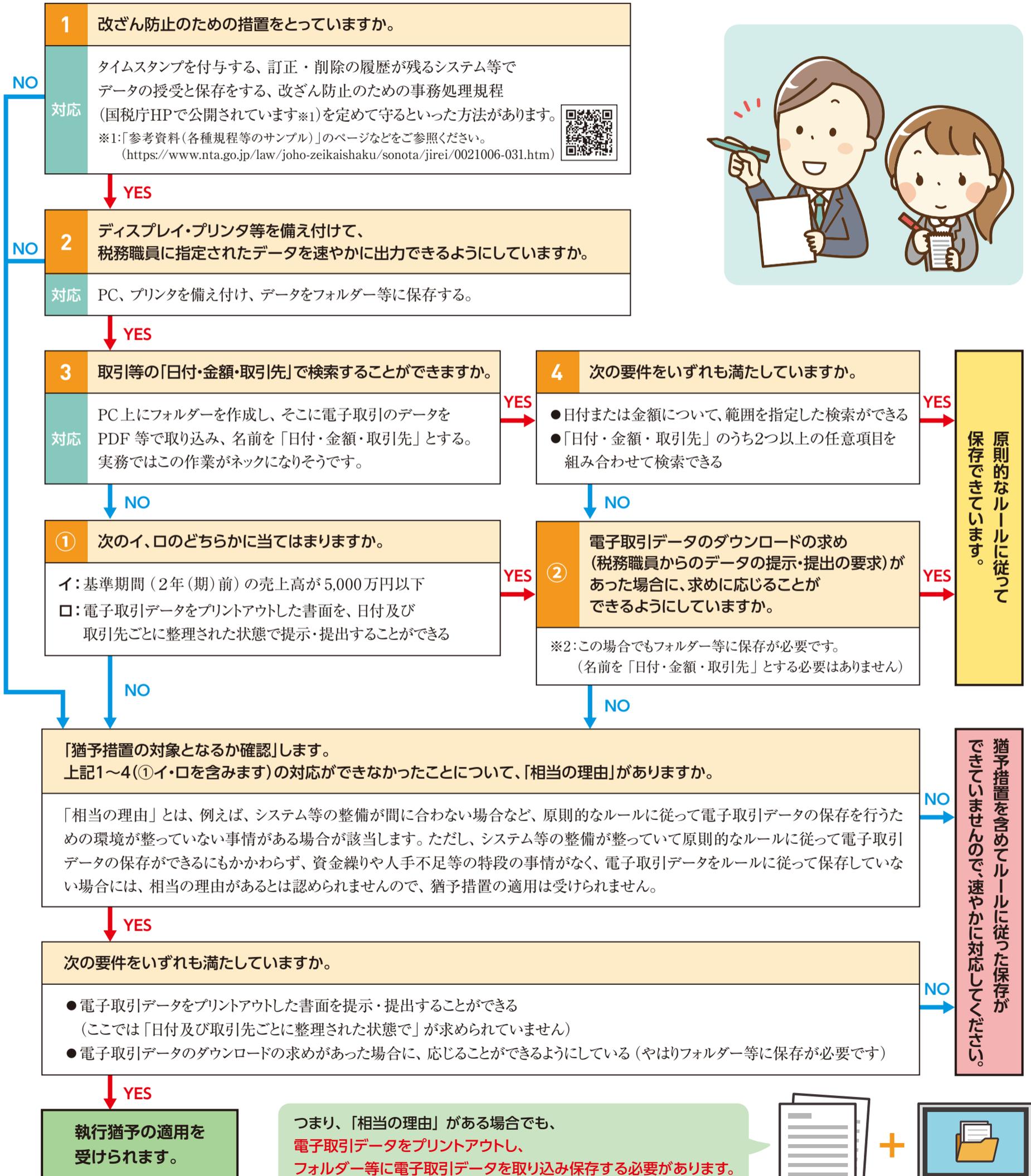
	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	誰でも可	60歳以上の父母または祖父母など
受贈者	誰でも可	18歳以上の子や孫など
非課税枠(基礎控除)	受贈者ごとに年間110万円	贈与者ごとに累積2,500万円 + 受贈者ごとに年間110万円
非課税枠を超過した額の税率	10～55%の累進税率で課税	一律20%で課税
申告義務	年間110万円まで申告不要	
相続が発生した場合	金額にかかわらず 相続前7年以内の贈与は相続財産に加算(延長された4年間の贈与のうち100万円は控除対象)	贈与時の価額で相続財産に加算(年間110万円までは非課税)
回数制限	なし。ただし相続時精算課税を選択後は利用できない	なし。一度選択すると相続時まで継続(暦年課税には二度と戻れない)

時精算課税か、どちらの方法を採用すべきか計算して選択する必要があります。生前贈与をお考えの方については事前にご相談ください。

電子取引データ保存の実務対応

谷田 久義

令和6年1月1日から、電子取引データの保存要件が変わります。「電子取引」とは、取引情報のやりとりを書面でなく電子データで行う取引です。請求書、領収書、契約書、見積書、注文書などのデータが該当します。ここでは最低限の保存方法を国税庁の資料をもとに整理してみました。



「電子取引データの保存方法をご確認ください」(国税庁)
(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0023006-081_03.pdf) をもとに作成

41年目



竹内 克彦 よしなり

今年の3月で会計事務所勤務して丸40年。仕事を始めた頃、法人税率は43.2%。地方税を合わせると5割を超える負担率。所得税の最高税率も75%と、能力に応じて税金を負担するという図式が曲がりなりにもありました。ところが1989年の消費税率導入を機にこの『応能負担の原則』が一変します。税率の引き下げが毎年のように行われ、現在では法人税率は23.2%、所得税の最高税率は45%となり大企業、高所得者ほど減税の恩恵を受けるしくみが形作られました。消費税はインボイス制度の導入により税率アップの土台が出来上がりつつあります。どうすれば応能負担に基づいた税制の実現ができるのかと思案に暮れる一年がまた始まりました。

今年こそ、みんなで何とかしましょう。



西岡 英利

毎日の生活が本当に厳しくなっていることを切実に感じます。単に物価が上がっているだけでなく、人生の未来に展望を持ってない、生きていくことに大変な苦難、不安を感じてしまう人たちがたくさんおられるのではないのでしょうか。「失われた30年」と言われるように、経済が停滞し、賃金が上がることを見通しもなく、暮らしに希望が持てません。非正規雇用が労働者の40%を占め、社会保障も貧弱ですが、自己負担は増える一方で、高くなる医療費に不安を感じます。定年を迎えても年金だけでは食べていくことはできません。とにかく政治が悪い。国民生活のことなどまったく考えていません。安倍、菅、岸田、そして維新の会。もう滅茶苦茶です。税金の使い道が違うでしょう！

道具



谷田 久義

通信機器の普及は対面でのふれあいを減少させ、共感性や寛容性の低減につながっているように思います。行政も自己の利便性を優先し、これを推進しています。自己の利益しか考えない人が増えるのではと心配になります。半面、通信機器は生活に直結する身近な問題を共有し、つながりを作るには便利な道具です。「地に足のついた」活用で、自己責任だから、非効率だからと放置された問題の解決にも役立ちます。

弱肉強食で私腹を肥やす方ばかりが幅を利かせている今を変える「道具」として活用したいものです。

ネットリテラシー



仕事やプライベートでもインターネットを使い、手早く色々なことを調べます。もつと詳しく知りたいと思いついていくと最初に見た情報とまったく違うことが書かれている場合もあり驚きます。

スピード感をもって仕事をすることは大切ですが「ネットリテラシー」という言葉のとおり、情報を正しく理解できるよう一度立ち止まることも大切なかもしれません。(M・S)

春夏秋冬

毎年あつという間に時間が過ぎてしまふのは私だけでしょか。

コロナ禍で季節を感じにくい年が続いてしまっていました。去年を振り返ると、冬は雪に触れて春にお花見をし、夏は海に行き秋は紅葉を見てと季節を感じる暮らしがようやく戻ってきたように思います。今年は行動範囲を広げて季節を感じ、楽しい年にしたいです。(I・A)

経験を活かして



新年あけましておめでとうございませう。今年もよろしくお願いたします。振り返れば昨年の11月頃は慌ただしく、気付けば12月になっていたような気がします。10月から始まったインボイス制度の対応や、医療法人の経営情報の報告の義務化、新しく増えたアシスタント先の決算などで、調べたり確認をしたりすることに時間を使っていました。今年も昨年覚えたことや経験したことを踏まえて時間を有効活用できるように精進したいです。(C・A)

次は電帳法だ!!

インボイスの次は電子帳簿保存法の対応です。かなり出遅れた感がありますが、所内用に財務会計R4のオプションでWebクラウド電子保存を導入します。一人での取り組みになるのでかなり不安です。対応スキナーも入れてもらえたらいいのになあとありますが、まずは使いこなすことに専念します。(T・N)

過ハコやあつめ



新年あけましておめでとうございませう。本年もよろしくお願いたします。さて、気象庁によると、この冬は昨年未だに引き続き気温が平年よりも高く、降雪も少なくなると見込まれています。個人的な感覚ですが、晴れていて明るい日のほうが何事もやる気が出て気分がいいです。

ここ数年、まったくと言っていいほど運動ができていません。今年も暖冬で始まるようなので、定期的に体を動かす一年にできればと思います。(N・T)

今年の抱負



いよいよ入社2年目を迎えました。会計事務所の一年の業務サイクルを何とか頭にイメージ付けました。しかし、今痛感しているのがやはり税法知識の不足です。特に実務でどのように応用するかは自分にとって一番大きな課題です。この1年間、税法の勉強をさらに強化して、仕事で活用できるように目標を設定します。お客様の質問に迷わず答えられるように頑張りたいと思います。(陳陽)

2年目!



昨年2月に入社してからもうすぐ1年、周りの職員に助けてもらいながらやと仕事にも慣れてきました。もつと多くの業務をこなせるよう、今年も頑張ります。また、昨年は友達や家族と旅行やイベントに行く機会がたくさんあり、プライベートでも楽しく過ごせた一年でした。今年も充実した年になるよう何か新しい趣味を始めたいと思っています。(K・N)



冬期休暇のお知らせ

12/29(金)~1/8(月・祝)
冬期休暇とさせていただきます。

毎月第1営業日の午前中は、事務所外で会議を行っております。この間、電話対応ができませんので、ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

